

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長

祖

川

康

子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六一―一七）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理）」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等）」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

通 勤 届

年 月 日提出

所属長
確認印

任命権者		勤務公署名			所属コード		
殿		所在地					
職名		氏名			職員コード		
住所							
通勤手当の支給に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規（ <input type="checkbox"/> 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生日 年 月 日			再任用短時間勤務等の場合の1週間当たりの勤務日数		日		
			タクシー利用の場合の該当項目 規則第2条 { <input type="checkbox"/> 第2項第1号 <input type="checkbox"/> 第2項第2号 <input type="checkbox"/> 第2項第3号 <input type="checkbox"/> 第3項第1号 <input type="checkbox"/> 第3項第2号 <input type="checkbox"/> 第3項第3号				
			具体的事由（ ）				
順路	通勤方法	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	乗車券等の額	備 考
1 <input type="checkbox"/>		住 居 から まで	. km	時間 分		円	
2 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
3 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
4 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
5 <input type="checkbox"/>		から まで	. km	時間 分		円	
<input type="checkbox"/> 直前の届出と同一区間がある。（「順路」欄の <input type="checkbox"/> にレ印を付すること。）				総通勤距離	. km	総所要時間	時間 分
通勤経路の略図（経路朱線）		自宅周辺の略図		（記入上の注意） 1 通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないこと。 2 「通勤方法」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇バス、タクシー等の別を記入すること。 3 「乗車券等の種類」欄は、6箇月定期、1箇月タクシー料金等の別を記入すること。 4 「通勤経路の略図」欄及び「自宅周辺の略図」欄は、別紙を添付することにより、記入を省略することができること。			

条例第8条第3項等又は条例第8条第4項等の適用を受ける職員（特別急行列車等利用者）

- 1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員
- 2 その他の職員（具体的事由 ）

※異動等直前の住居		※異動等直前の住居への入居日	年 月 日			
※現公署への異動発令日	年 月 日	※現住居への入居日	年 月 日			
特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等						
順路	通勤方法	区 間	距 離	所要時間	備 考	
1		住 居 から まで	. km	時間 分		
2		から まで	. km	時間 分		
3		から まで	. km	時間 分		
4		から まで	. km	時間 分		
5		から まで	. km	時間 分		
通勤経路の略図（経路朱線）			総通勤距離	. km	総所要時間	時間 分
			（記入上の注意） 1 ※欄は、 <input type="checkbox"/> 1にレ印を付した職員のみ記入すること。 2 「通勤方法」欄は、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線、〇〇バス、タクシー等の別を記入すること。 3 「通勤経路の略図」欄は、別紙を添付することにより、記入を省略することができること。			

※ 任命権者使用欄													年 月 日受理									
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等の 名称及び利用区間	定期券 その他 の別	運賃等の額の算出基礎				運賃等 相当額	1箇月当 たりの運賃等 相当額	普通交通機関等 の認定期間	支 給 月			備 考									
			1 箇月	3 箇月	6 箇月	その他				4	5	6		7	8	9						
普通交通機関等利用者	1 JR・バス() ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	2 JR・バス() ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	3 JR・バス() ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	改正 JR・バス() ～	定期 その他	円	円	円	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円												
自動車等 使用者	自動車等の 使用距離	km	□規則第8条の2適用 (割合50/100)				自動車等 の額	円	年 月から 年 月まで	(改正)	円			年 月から 年 月まで								
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号							1 箇月当たりの運賃等 相当額と自動車等の額 の合計額	円	年 月 日改正	円												
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は運賃等相当額と 自動車等の額との合計額が支給限度額を超える場合							支給限度額 円 × 箇月 =	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
特別急行 列車等 利用者	算出の基礎となる特別急行 列車等の交通機関等の名称 及び利用区間	定期券 その他 の別	特別料金等の額の算出基礎				特別料金等 相当額	1 箇月当 たりの特別料 金等相当額	特別急行列車等 の認定期間	支 給 月			備 考									
			(箇月)	円	(箇月)	円				(箇月)	円	年 月から 年 月まで		4	5	6	7	8	9	10	11	12
改正	JR・高速道路 ～	定期 その他	(箇月)	円	(箇月)	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	JRの1箇月分の特別料金等			円		円	(円)															
改正	JR・高速道路 ～	定期 その他	(箇月)	円	(箇月)	円	(箇月) 円	円	年 月から 年 月まで	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	JRの1箇月分の特別料金等			円		円	(円)															
1 箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円												
単位：円		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	最初の月の支給額 (規則第17条の4第1項)								
各月の支給額													年 月支給	円	箇月+	箇月						
年 月 日改正													年 月支給	円	箇月+	箇月						
年 月 日改正													年 月支給	円	箇月+	箇月						
決定事項	条例第8条第1項 該当・非該当 □支給要件該当(□規則第5条) □支給要件非該当(年 月から) 理由：						手当額の決定 □普通交通機関等利用 □タクシー利用 □交通用具等使用 □普通交通機関等交通用具併用(規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号) □特別料金等該当															
	上記のとおり確認し、決定する。						決 裁 欄															

注1 運賃及び特別料金等の額に改定があつた場合における「普通交通機関等の認定期間」欄及び「特別急行列車等の認定期間」欄の「 年 月まで」は、改定があつた月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入すること。
 注2 高速自動車国道の利用者等については、特別料金等に係る部分については記入しないこと。

	返納事由 規則第17条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)	払戻金相当額の算出基礎	払戻金相当額	備 考
1	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
2	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
3	□第1号 □第2号 □第3号 □第4号	年 月			円	
1 箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が支給限度額を超えていた場合の 規則第17条の2第2項第2号の月数及び人事委員会の定める額				月	(算出基礎)	円
上記のとおり確認し、決定する。				決 裁 欄		
年 月 日						

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。